

(別表2)

非課税対象施設一覧表

(1) 人的非課税

次に掲げる者に対しては課税されません。

- ① 国、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人[法701の34(1)]
(例) 国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、地方公共団体、土地開発公社、土地改良区 等
- ② 公益法人等又は人格のない社団等[法701の34(2)]
(例) 学校法人、社会福祉法人、商工会、商工会議所 等

※ ただし、収益事業に係る部分については非課税なりません。

(収益事業の範囲[令56の22])

法人税法施行令第5条に規定する事業で継続して事業場を設けて営まれるもので下記以外のもの。

- 学校法人（私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人を含む。）が学生又は生徒のために行う事業

(2) 用途非課税

次の用途に供される施設については、全部（○印）又は一部（割合）が非課税になります。

区分	番号	対象	要件等	関係条文			適用の有無
				法律	政令	省令	
共通	1	勤労者の福利厚生施設	福利厚生施設とは、保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶室、娯楽休養室など、事業主が従業員の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で、直接事業の用に供されていないもの。 更衣室、休憩室、仮眠室、浴場、喫煙室、宿泊室等については、当該施設が業務用施設と認められていない場合のみ福利厚生施設として取り扱われます。 なお、研修施設や制服・作業服等に着替える場合の更衣室は業務用施設ですので福利厚生施設には該当しません。	701の34 (3)26	56の41	24の7	○ ○
消防	2	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災施設等（⇒詳しくは別表3〔P66～68〕参照）	701の34 (4)	56の43	24の9	○（※） 一

※非課税割合はP67～68参照

区分	番号	対象	要件等	関係条文			適用の有無
				法律	政令	省令	
駐車場等	3	路外駐車場	<p>駐車場法に規定する路外駐車場をいい、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供される次に掲げるものをいいます。</p> <p>a.都市計画において定められたもの</p> <p>b.駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの</p> <p>c.不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離にあって、一般公共の用に供されていると市長が認めたもの</p> <p>(注)次に掲げる部分は路外駐車場に該当しません。</p> <p>a.駐車場の駐車部分のすべてを月極貸(年貸)する場合</p> <p>b.駐車場の一部について月極貸(年貸)をしている場合の当該一部</p>	701の34 (3) 27	56の42	24の8	○ ○
	4	自転車等駐車場	都市計画において定められた自転車等駐車場	701の34 (3) 28			○ ○
港湾	36	港湾運送事業用施設	港湾運送事業法の規定による免許を受けた港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、労働者詰め所及び現場事務所	701の34 (5)	56の46	24の10	— ○
中小企業関連	42	連携集積活性化事業用施設 ※旧法701の34(3)20に規定する資金の貸付けを受けて設置された施設(旧中小企業高度化事業用施設)に係る事業に対して課する事業所税については従前の例による	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置された施設を当該連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用する工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備	701の34 (3) 18	56の34	24の5 の2	○ ○
	43	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が区市町村から資金の貸付を受けて設置する施設で一定のもの	701の34 (3) 19	56の35		○ ○

区分	番号	対象	要件等	関係条文			適用の有無
				法律	政令	省令	
市場関連	8	卸売市場等	卸売市場法に規定する卸売市場及び次に掲げる卸売市場の機能を補完する施設 a. 株式会社日本政策金融公庫法に規定する付設集団売場、卸売又は仲卸しの業務に必要な施設のうち倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター b. 卸売市場法の規定により中央卸売市場の開設者が指定した市場外の場所に設置された生鮮食料品等の保管施設	701の34 (3)14	56の29	24の5	○ ○
教育	9	教育文化施設	博物館、図書館及び幼稚園	701の34 (3)3	56の24		○ ○
交通事	10	一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業等施設	次に掲げる運送事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 a. 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業 b. 貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業 c. 貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの d. 貨物利用運送事業法に規定する第2種利用運送事業者のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除きます。）に係る部分に限ります。）	701の34 (3)21	56の37		○ ○
業関連	11	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設のうち事務所以外の施設	701の34 (3)22	56の38		○ ○
	12	鉄道事業用施設	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所、発電施設以外の施設	701の34 (3)20	56の36		○ ○
	13	国際路線航空事業用施設	航空法の許可を受けた者がその事業の用に供する施設のうち、国際路線に就航する航空機の使用する公共の飛行場に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設等	701の34 (3)23	56の39	24の6	○ ○
	40	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	701の34 (3)29	56の42 の2		○ ○

区分	番号	対象	要件等	関係条文			適用の有無	資産割	従業者割
				法律	政令	省令			
公害 関連	14	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により市町村長の許可又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	701の34 (3)8			○	○	
農業 関連	15	農林漁業生産施設	農林漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で次に掲げるもの a.農作物育成管理用施設 b.蚕室 c.畜舎 d.家畜飼養管理用施設 e.農舎 f.農産物乾燥施設 g.農業生産資材貯蔵施設 h.たい肥舎 i.サイロ j.きのこ栽培施設	701の34 (3)11	56の27	24の3	○	○	
農業 関連	16	農業協同組合等共同利用施設	a.農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの b. a以外の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、国の補助又は株式会社日本政策金融公庫の資金、農業近代化資金若しくは漁業近代化資金の貸付を受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの c.農林水産業者の研修のための施設 d.農林水産業の経営の近代化又は合理化のための農林水産業に関する試験研究施設	701の34 (3)12	56の28	24の4	○	○	

区分	番号	対象	要件等	関係条文			適用の有無	従業者割
				法律	政令	省令		
公共事業関連	18	水道施設	水道法に規定する水道事業者の管理に属する水道施設	701の34 (3)7			○	○
	19	電気事業用施設	電気事業法に規定する電気工作物並びに電気工作物施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	701の34 (3)16	56の32		○	○
	20	ガス事業用施設	ガス事業法に規定するガス工作物並びにガス工作物施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設(大口ガス事業に係るものをお除きます。)	701の34 (3)17	56の33		○	○
	21	電気通信事業用施設	電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業(携帯電話用装置等を用いた同法第2条第3号の事業の用に供するものを除きます。)の用に供する施設で、事務所・研究施設・研修施設以外の施設に限られます。	701の34 (3)24	56の40	24の6 の2	○	○
	22	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者が、その本来の事業の用に供する施設のうち、信書便物の引受け及び配達の用に供する施設、その他信書便物の送達の用に供する施設で、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設	701の34 (3)25	56の40 の2	24の6 の3	○	○
	39	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する施設のうち一定のもの	701の34 (3)25の2	56の40 の3		○	○
特定業種等	25	公衆浴場	物価統制令に基づき都道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場	701の34 (3)4	56の25		○	○
	26	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	701の34 (3)5			○	○
	27	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	701の34 (3)6			○	○
医療	28	病院・診療所等	病院、診療所、介護老人保健施設、医療関係者の養成所	701の34 (3)9	56の26		○	○

区分	番号	対象	要件等	関係条文			適用の有無	従業者割
				法律	政令	省令		
社会福祉社連	29	保護施設	生活保護法に規定する保護施設。 a.救護施設 b.更生施設 c.医療保護施設 d.授産施設 e.宿所提供施設	701の34 (3)10	56の26 の2		○	○
	44	小規模保育事業用施設	児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設	701の34 (3)10の2			○	○
	45	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター 等	701の34 (3)10の3	56の26 の3		○	○
	46	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	701の34 (3)10の4			○	○
	47	事業所内保育事業用施設等	児童福祉法に規定する事業所内保育事業、家庭的保育事業等の用に供する施設	701の34 (3)10の9			○	○
	48	障がい者支援施設	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障がい者支援施設	701の34 (3)10の6			○	○
	49	老人福祉施設	老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、老人短期入所施設 等	701の34 (3)10の5	56の26 の4		○	○
	35	その他 社会福祉事業の用に供する施設	児童自立生活援助事業、子育て短期支援事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業用施設 等	701の34 (3)10の7	56の26 の5		○	○
	41	介護保険包括的支援事業用施設	介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設	701の34 (3)10の8			○	○